

防災・減災、国土強靱化の推進を求める意見書

我が国は、これまで度重なる大規模自然災害の発生により甚大な被害を受け、その都度、長期間による復旧・復興を強いられてきました。これらの経験を踏まえ、平時から大規模自然災害に対し、最悪の事態を念頭に置いた備えを行い、長期的な視点から地域づくりを着実に実施する必要があります。

こうした中、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

平成26年6月には、国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」とともに「国土強靱化アクションプラン」を策定し、国土強靱化に関する施策を推進し、政府一丸となって強靱な国づくりを進めています。

本市においては、南海トラフ地震等の発生が危惧されるとともに、近年は台風の大型化や局地的な集中豪雨の発生による風水害や土砂災害の発生も懸念されています。

本市の特徴としては、木曽川に接しており上流も含め豪雨等に備えた整備や、市内大小多くの農業用ため池の耐震化など、防災・減災、国土強靱化に向けた対策が重要です。

こうした背景を踏まえ、今後本市において起こりうる様々な大規模自然災害のリスクと最悪の事態を想定し、事前に備え、国や県と一体となった取組を推進し、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能とする「強靱なまち」を作り上げるために、本市の生命と財産を守るために、本市の強靱化に関する指針となる「犬山市国土強靱化地域計画」を策定しました。

今後は、本計画を基本として、迫り来る南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等から市民の生命と財産を守るため、国、県、市のほか、地域や民間団体、市民とも連携しながら、強靱化の取組を進めていきます。

よって、国におかれては、あらゆる災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、防災・減災、国土強靱化対策の一層の推進が図られるよう、令和3年度の政府予算の検討に当たっては、下記事項に特段の措置が講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国土強靱化地域計画に基づく取組を確実かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後も、同様の予算・財源を安定的に確保すること。
- 2 社会資本の整備・維持管理に加え災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のために活動する国土交通省の地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員や体制の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月22日

愛知県犬山市議会
議長 中村 貴文

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣（防災）